

# 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総務部 税務課

## 〔改正理由〕

地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うほか、国税庁における押なつの見直しに伴う所要の規定の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正した。

改正の概要	備考
<p><b>1 改正内容</b></p> <p>(1) 引用する地方税法の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行った。 (第11条、別記第6号様式関係)</p> <p>(2) 国税庁において、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしたことに伴い、税務署長に提出した収受日付印のある届出書の写しの提出を求める様式について見直しを行った。 (別記第59号様式関係)</p> <p><b>2 施行期日</b></p> <p>令和7年1月1日</p>	